

株式会社 onelife

# 倫理綱領及び行動指針

ヘルパーステーション TOMMY

放課後デイサービス FAMILY

株式会社 ONELIFE

## 総則

私たち株式会社 onelife の従業員は、障がい福祉のニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して日常生活を送ることができ、そして一生涯暮らし続けていくことのできる環境を整えていけるように努めます。

そのため、私たち株式会社 onelife の従業員は、障がい児（者）の一人一人のライフスタイルを支える障がい福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の福祉サービスの提供に努めます。

### 第一条（利用者本位・自立支援）

・株式会社 onelife の福祉職員は障がい児（者）の基本的人権を尊重し、社会生活で受ける不安やストレス等を少しでも軽減し安心して日常生活が送れるように自己決定を最大限尊重し、自立に向けた福祉サービスを提供していきます。

### 第二条（専門的サービスの提供）

・株式会社 onelife の福祉職員は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、いついかなる時も臨機応変に対応できる柔軟な判断力を培い、福祉に携わる人間として恥じないような専門的サービス提供を心がける。また、自己の実施した福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負う。

### 第三条（プライバシーの保護）

- ・株式会社 onelife の福祉職員は職務上に知り得た個人情報を守る

### 第四条（総合的なサービスの提供と連携及び協力）

- ・株式会社 onelife の福祉職員は利用者が安心して日常生活を送る為に総合的にサービスを提供する。その為に必要な他事業所及び医療機関等と連携を図り協力する。

### 第五条（利用者のニーズの代弁）

- ・株式会社 onelife の福祉職員は、利用者の日常生活を支える為に利用者のニーズを真に理解しそれを代弁する事が重要だと考え行動する。

### 第六条（地域福祉の推進）

- ・株式会社 onelife の福祉職員は、地域の住人と積極的な態度での交流を意識し、常日頃から交流を図ることで障がいに対する偏見をなくしていき、障がい児（者）が生きやすい地域づくりを心がける

### 第七条（後継者の育成）

株式会社 onelife の福祉職員は、すべての障がい児（者）が末永く障がい福祉サービスを受けていけるように、福祉職員の質の向上、後継者の育成に力を注ぐ。

## 倫理基準（行動規範）

（利用者本位、自立支援）

1. 福祉職員は、利用者をいかなる理由においても差別せず、人としての尊厳を大切にし、利用者本位であることを意識しながら、心豊かな暮らしと老後が送れるよう障がい福祉サービスを提供します。
2. 福祉職員は、利用者が自己決定できるように、利用者の状態に合わせた適切な方法で情報提供を行います。
3. 福祉職員は、自らの価値観に偏ることなく、利用者の自己決定を尊重します。
4. 福祉職員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、根拠に基づいた障がい福祉サービスを提供して、利用者の自立を支援します。

## (専門的サービスの提供)

1. 福祉職員は、利用者の生活の質の向上を図るため、的確な判断力と深い洞察力を養い、福祉理念に基づいた専門的サービスの提供に努めます。
2. 福祉職員は、常に専門職であることを自覚し、質の高い介護を提供するために向上心を持ち、専門的知識・技術の研鑽に励みます。
3. 福祉職員は、利用者を一人の生活者として受けとめ、豊かな感性を以て全面的に理解し、受容し、専門職として支援します。
4. 福祉職員は、より良い介護を提供するために振り返り、質の向上に努めます。
5. 福祉職員は、自らの提供した介護について専門職として責任を負います。
6. 福祉職員は、専門的サービスを提供するにあたり、自身の健康管理に努めます。

## (プライバシーの保護)

1. 福祉職員は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけます。
2. 福祉職員は、利用者の個人情報を収集または使用する場合、その都度利用者の同意を得ます。
3. 福祉職員は、利用者のプライバシーの権利を擁護し、業務上知り得た個人情報について業務中か否かを問わず、秘密を保持します。また、その義務は生涯にわたって継続します。
4. 福祉職員は、記録の保管と廃棄について、利用者の秘密が漏れないように慎重に管理・対応します。

## (総合的サービスの提供と積極的な連携、協力)

1. 福祉職員は、利用者の生活を支えることに対して最善を尽くすことを共通の価値として、他の福祉事業者及び保健医療福祉関係者と協働します。

2. 福祉職員は、利用者や地域社会の福祉向上のため、他の専門職や他機関と協働し、相互の創意、工夫、努力によって、より質の高いサービスを提供するように努めます。
3. 福祉職員は、他職種との円滑な連携を図るために、情報を共有します。

#### (利用者ニーズの代弁)

1. 福祉職員は、利用者が望む福祉サービスを適切に受けられるように権利を擁護し、ニーズを代弁していきます。
2. 福祉職員は、社会にみられる不正義の改善と利用者の問題解決のために、利用者や他の専門職と連帯し、専門的な視点と効果的な方法により社会に働きかけます。

#### (地域福祉の推進)

1. 福祉職員は、地域の社会資源を把握し、利用者がより多くの選択肢の中から支援内容を選ぶことができるよう努力し、新たな社会資源の開発に努めます。

2. 福祉職員は、社会福祉実践に及ぼす社会施策や福祉計画の影響を認識し、地域住民と連携し、地域福祉の推進に積極的に参加します。
3. 福祉職員は、利用者ニーズを満たすために、係わる地域の介護力の増進に努めます。

#### (後継者の育成)

1. 福祉職員は、常に専門的知識・技術の向上に励み、次世代を担う後進の人材の良き手本となり公正で誠実な態度で育成に努めます。
2. 福祉職員は、職場のマネジメント能力も担い、より良い職場環境作りに努め、働きがいの向上に努めます。